

図書館協議会を開催します

平成26年度第4回湖南省立図書館協議会を下記により開催いたします。

どなたでも傍聴いただけます。傍聴をご希望される方は、前日までに図書館カウンター、または電話でお申し込みください。希望者多数の場合は抽選となります。なお、席に余裕があれば、当日の受付も承ります。

記

○開催日時 平成27年3月8日(日)

午前10時05分～12時

○開催場所 甲西図書館 2階 集会室

○傍聴者定員 10人

図書館協議会とは、「図書館法」第14条の規定に基づき設置される機関で、湖南省において「湖南省立図書館条例」第3条に設置が規定されています。

(参考)

「図書館法」

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

「湖南省立図書館条例」

第3条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館協議会を設置する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者等の中から、任命する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。